

令和3年度 第5回 宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 会議録要旨

日 時	： 令和4年3月22日（火）午前10時00分から午前11時45分まで
場 所	： 県庁行政庁舎10階 1001会議室（オンライン併用）
出 席 者	： 資料参加者名簿のとおり

1 開会

事務局

ただいまから、令和3年度第5回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会を開催いたします。本日御出席の委員は4名でございます。大規模小売店舗立地専門委員会条例第4条第2項により定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告致します。

それでは、蒔苗委員長に議事進行をお願いいたします。

2 議事

（1）大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

蒔苗委員長

傍聴の方はいらっしゃらないですね。

それでは、お手元の次第にしたがって議事を進めてまいります。まずは、議題の（1）「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」について、事務局から説明願います。

事務局

資料1、資料1 A、資料1 - B、資料1 - Cに基づき説明

蒔苗委員長

説明にありましたとおり、前回の委員会以降、新設の届出が2件及び変更の届出が3件ありました。それでは、今回届出のあった既存店の変更である、イ「利府ペアガーデン」について、次回以降に審議を行うか、若しくは省略するか決めたいと思います。既存店の変更は、審議区分上は「報告事項」であり、事務局案においても「報告事項」ということでしたが、御意見があればお願いします。

私から一点確認です。こちら変更年月日が2月22日となっており、軽微変更承認により、8ヶ月の制限適用なしとのことですが、既に変更されているということですか。

事務局

2月22日付けで変更済みとなっております。

蒔苗委員長

県としては、承認しているということですか。

事務局

はい。

蒔苗委員長

F-2 棟の株式会社ディライト・カンパニーはどのような業種となりますか。

事務局

眼鏡・コンタクトレンズ・補聴器等を扱う小売業者として届出をいただいております。

蒔苗委員長

その他よろしいでしょうか。それでは、「利府ペアガーデン」は報告事項として進めてください。次に、口「イオンモール名取」について次回以降に審議を行うか、もしくは省略するか決めたいと思います。審議区分上は「報告事項」であり、事務局案においても「報告事項」ということでしたが、御意見があればお願いします。

こちらについても、軽微変更承認を行っているとのことですが、既に変更済みということでもよろしいでしょうか。

事務局

2月28日付けで変更を行っております。

蒔苗委員長

従業員の駐車場が実質減っていますが、支障はないとの判断ということでもよろしいでしょうか。

事務局

利用状況について、現状、今回変更を行う隔地駐車場には余裕があり、支障はないと伺っております。

蒔苗委員長

隔地駐車場の出入口について、前面の細い道路を通過して抜けていくということでしょうか。

事務局

土地の返却により、駐車場の形状が変化するので、返却地との間の細い道路を抜けていきま

す。届出上は店舗敷地に面するところを駐車場出入口としており、敷地の一部が減ったことで、届出上の数が変わることとなっておりますが、実際の出入口としては変わりありません。

蒔苗委員長

今までもこの通路を通っていたとのことでしょうか。

事務局

はい。

蒔苗委員長

出入口がかなり制約された形に見受けられますが、大丈夫でしょうか。

事務局

出入口の面している道路幅につきましては、5 mございます。

蒔苗委員長

それだけあるのですね。何か御意見や質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、「イオンモール名取」は報告事項として進めてください。次に、ハ「ドン・キホーテ古川店」について次回以降審議を行うか、もしくは省略するか決めたいと思います。審議区分上は「報告事項」であり、事務局案においても「報告事項」ということでしたが、御意見があればお願いします。

本郷委員

夜間の騒音レベルが P1 及び P1' で超えていて、ようやく住居の壁面までいって基準を満たすという状況となっており、それから、今まで夜 10 時までの営業であったのが、24 時間営業になる、あと、夏場など住居側の窓を開けていることとなると、かなり騒音が問題化してくるおそれがあると思われま。一番は、店舗側と住民側で騒音対策についてしっかりコミュニケーションがとれているのかの確認をとっていただきたいのですが。

事務局

近隣住居の方との個別にどの程度コミュニケーションをとれているかは未確認でしたので、設置者に確認いたします。

なお、24 時間での届出となっておりますが、当分の間、夜 12 時までの営業と聞いております。

本郷委員

夜12時にしても、営業形態がコジマデンキさんからドン・キホーテさんになるとのことです、騒音がかなり気になるのですが、コメントくらいはつけられないのかなと。例えば、住居側からクレームがあった場合には、真摯な対応を望みます。みたいなコメントはあってもいいのではないと思うのですが、そういったことはできないのでしょうか。

事務局

今回提案させていただいたものは、委員会での審議を省略するといったもので、県の意見については通知することとなりますので、その際に付帯意見等を付すことはできます。

また、こちらの店舗について、3月7日に地元説明会を行ってはいるのですが、その際に騒音についての苦情は住民の方からはなかったかと思えます。ただ、近隣住民の方が全員参加したかまでは、把握できておりませんでしたので、設置者に確認したいと思います。

本郷委員

ありがとうございます。隣接している3軒の住宅について特に影響が大きいと思われ、住居の壁側で測ってようやく基準を満たしているところが気になりました。審議とまではいなくても、何かコメント等を出していただいたほうがいいのではないかと率直には思います。私からは以上です。

蒔苗委員長

これにつきまして、報告とした場合でも意見という形で出すこととなるのでしょうか。

事務局

付帯意見という形となります。付帯意見を付すにあたりましては、事務局で意見案を作成し、通知として出す前に委員会で報告させていただく形となります。

蒔苗委員長

わかりました。そのほか何かありますか。

栗原委員

私も24時間営業というところで、審議を省略してよいのか若干不安に思うのですが、今までの事例の中で、こういうのを審議せずに省略した事例はあるのでしょうか。やはり、ドン・キホーテさんの業態によって、住宅が近いため、騒音だけではなく、光害の影響も懸念されます。夜12時まで営業とのことですが、届出のとおり24時間営業となる可能性もあり、随分前の事例で業態がドン・キホーテさんになったことによって、近隣住民の方が過敏に反応し、審議まで至った事例があったと記憶しておりますので、住民の方の理解が得られているか不安

を感じます。24時間営業になったことにより、騒音だけでは無く、若い方のたまり場となったり、店舗利用者以外の車が駐車して、深夜の騒音の原因となったり等の心配があります。このまま審議を省略していいのかなと。割とドン・キホーテさんは審議していることが多いかなと思っていたのですが、今までどうだったでしょうか。

事務局

最近の案件としては、本件と全く同様に既存テナントがドン・キホーテさんに変更となり、営業時間が24時間に変更となるものは、すぐに思いつく限りでは無かったと思います。

栗原委員

24時間営業となること自体は、事務局としてはそこまで問題ではないということでしょうか。

事務局

もともと国道4号線という大きな道路に面していた店舗であり、騒音につきましても、直近住居外壁ではあるのですが、基準を満たしているため、事務局としては、審議までは必要ないのではないかと考えておりました。

栗原委員

深夜営業で、光害の影響も気になるところではあるのですが。こちらは準工業地域ですか。

蒔苗委員長

敷地の途中で分かれており、住居側が準工業地域、反対側が第一種住居地域となっていますね。

事務局

資料19ページに記載の中央の点線を境界として、準工業地域と第一種住居地域が分かれています。

栗原委員

わかりました。私の意見としては審議の省略は不安だなと思いますが、委員長の判断にお任せします。

蒔苗委員長

先ほど光害の話が出ましたが、光害については本委員会の審議の対象となりうるのでしょうか。

事務局

光害については、指針上の基準がなく、判断ができないというところで、これまで審議の対象とはしておりませんでした。

蒔苗委員長

仮に審議事項とした場合であっても、騒音レベルが基準を超えていない状況であれば、それ以上のことを県の意見として述べることは難しいとは思われますが、いかがでしょうか。

事務局

意見を付けるとすれば、住民の方から苦情等が来た場合には、追加的な対策を講じるようにという内容になるかと思います。

蒔苗委員長

このような状況で、改めて審議対象とするかどうか。結果として、報告時には、付帯意見を付けるということになるかと思いますが。

本郷委員

私も栗原委員と同じ感覚をもっておりまして、営業時間が夜間に及ぶことと店の業態から若い人が集まってきそうだなと思います。国道4号で周囲にも店舗がある場合、通常であれば周囲への影響は少ないかなと思うのですが、本件の場合敷地上で基準を超えているので、住民の方々がもし不満を持ち始めた場合には、予測結果を踏まえて、不満を言うのは法的にも可能なレベルであると思われます。そういう意味で住民の方とコミュニケーションをきちんをとるとか、苦情があった場合には真摯に対応するとか、付帯意見を付けていいのではないかなと思います。特に審議までは必要なくとも、是非意見はつけていただきたいと思います。

蒔苗委員長

他に何か意見はありますか。設置者のほうでは、11ページに「近隣住民の方々より騒音に関する御意見をいただいた場合には、原因を明らかにし、当該店舗が起因した騒音に係る苦情等が発生する場合には、可能な限り対応いたします。」と記載はされてます。本郷先生からも御意見がありましたので、県のほうから付帯意見として、24時間営業による騒音や駐車場利用に関わる問題等に係る注意事項として、事務局において県の意見案を作成していただき、次回以降の審議会で付帯意見の報告の審議を行うということで事務局としてよろしいでしょうか。

事務局

はい。

蒔苗委員長

それでは、「ドン・キホーテ古川店」は報告事項として進めてください。ただし、今審議で懸念されていた事項については、付帯意見案を作成し、次回以降の審議会で事務局より報告をしてもらうようお願いします。

(2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出について

イ【新設】薬王堂宮城大郷店（法第5条第1項）

蒔苗委員長

続きまして、議題の(2)大規模小売店舗立地法に基づく届出について、審議を行います。

はじめに、イ「薬王堂宮城大郷店」の届出概要について審議を行いますので関係者の参加を認めます。

それでは事務局から届出概要の説明をお願いいたします。

事務局

資料2に基づき説明

蒔苗委員長

それでは、ただいまの説明につきまして質問等がございましたらお願いします。

私から、よろしいでしょうか。出入口2及び出入口3について、既設店舗では右折進入可だったようですが、今回出入口2が右折入出庫禁止となっているのは、警察との協議の中でそうなったということでしょうか。

設置者

資料2 0ページ添付図4をご覧ください。店舗出入口2につきましては、交差点の右折レーンに車両が進入するためのゼブラゾーンが厚くなっているところですので、右折の入出庫は禁止というふうに御指導をいただいております。それに対しまして、出入口3につきましては、ゼブラゾーンの端部ということで、ここであれば右折入出庫はやむをえないだろうとのことで、このような来退店経路の計画をたてているところです。

蒔苗委員長

出入口3からの右折入庫については、後続車が詰まってしまう可能性もあるので、ドライバーの立場とすると、出入口2のほうがゼブラもあってそこで待ちたくなるような気もするのですが、そこはなかなか右折車線との運用を考えると難しいところですね。

設置者

ドライバーの立場からすると、出入口2のほうが状況によっては右折で入りやすいかと思われませんが、道路の交通上の様々なルールから考えますと、出入口2に入りたい車がウインカーを出すと、店舗に入りたいのか交差点を曲がりたいのか明確でないため、追突事故等の可能性もあり、出入口2では右折入庫禁止の指導をされているのかなと感じているところです。

蒔苗委員長

右折車線の運用上出入口2を右折入庫禁止にするのは、やむなしというところですね。わかりました。そのほか、何かございますか。

栗原委員

既存の店舗について、出入口1と出入口2がもともとあったと思うのですが、交差点を回避して出入口1から入って出入口2から出ていくような車両はありましたでしょうか。また、もし、そのようなことがあると危険だと思われるので、回避できるような対策等はあるのでしょうか。

設置者

今御指摘いただきましたのが、出入口1より進入して、交差点をショートカットしていく車についての危険性ですが、現状では全くないわけではないと思われます。今回新たに駐車場の形状を配置換えしていることから、通常であれば駐車場を通り抜けていくよりは、交差点を左折したほうが時間が短く、安全であると考えられると思われますが、開店後もしそのような状況が多発するようであれば、改めて対応を考えたいと思います。

栗原委員

そうですね。例えば交差点が赤になった時など、駐車場に入ってくる車があるかもしれないので、もし何かありましたら御対応をお願いします。

設置者

はい。対応していきたいと思います。

蒔苗委員長

北側の出入口1の出入について、現状では右折出庫は認めているのでしょうか。

設置者

北側出入口1の右折の出入庫については、このあたりの交通量調査によると、混雑時には、全くできないような道路状況となりますので、右折出入庫はされていない状況です。空いてい

る時間ですと、右折入出庫をする車も散見されますが、今回新たに右折入出庫の禁止サインを取り付けるので、そういったことを抑制していければと思っております。

蒔苗委員長

ここの交差点は結構混むのですか。夕方などは交通量が多いのでしょうか。

設置者

こちらの交差点の交通量については、かなり多いところではございます。無理に右折入出庫をすることで危険な状況となることが想定されますので、今回警察側からの指導を踏まえながら、右折入出庫禁止のサインを出させていただくことで進めているところです。

蒔苗委員長

わかりました。これまで出られたところが出られなくなるので、誘導等を明確に行うよう努めていただいたほうがいいですね。

設置者

配置図にございます出入口1、2及び3については、既存では全て右折入出庫が自由にできるようになっております。今回新たに大型店として出店することで、警察との調整もあり、右折入出庫の禁止のサインをつけているところではありますが、オープン後右折入出庫の車両が多い状況となりましたら、別途対応については御指導いただきながら進めていきたいと考えております。

蒔苗委員長

そのほかに何か御意見等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、この件については終了いたします。出店者の方は退席願います。

(3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について

イ【新設】(仮称)ドラッグストアモリ角田大町店(法第5条第1項)

蒔苗委員長

続きまして、議題(3)大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について、審議を行います。

はじめに、イ「(仮称)ドラッグストアモリ角田大町店」の意見案について事務局から説明願います。

事務局

資料3に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。
特に無いようなので、説明のとおり進めてもらうこととします。

ロ【変更】ヨークベニマル名取愛島店（法第6条第2項）

蒔苗委員長

続きまして、ロ「ヨークベニマル名取愛島店」の意見案について事務局から説明願います。

事務局

資料4に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして何かございますでしょうか。

これは、県の付帯意見案のところで、後段の「同様に」という表現があるのですが、何を指しているものなのでしょうか。

設置者

はい。「同様に」は付帯意見案前段の「追加的な騒音防止対策を検討し」の部分の指しており、後段においても追加的な騒音防止対策をとってくださいという意味合いとなっております。

蒔苗委員長

微妙に前段と後半の内容が違うように思われますが、「同様に」という表現でよいのでしょうか。前段は周辺環境の保全に配慮願いますと書いていて、後段は騒音防止について配慮願いますと書いていることから、同様なのかなと思ったのですが、「同様に」は必要でしょうか。

栗原委員

そうですね。委員長がおっしゃるとおり、文書がちょっとおかしいかもしれませんね。ここは直したほうがいいのかもしいですね。

蒔苗委員長

それでは、こちらの付帯意見案については、再度検討していただいて、修正していただければと思います。

事務局

承知しました。後日、修正案をメールで報告させていただきます。

蒔苗委員長

わかりました。そのほかよろしいでしょうか。それでは、基本的には説明の通りに進めてもらって、付帯意見の修正については、対応をお願いします。

(4) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見書の報告について

イ【変更】ダイユーエイト大河原店（法附則第5条第1項）

蒔苗委員長

続きまして、議題（4）大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見書の報告について、イ「ダイユーエイト大河原店」の意見書について事務局から報告願います。

事務局

資料5に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。町からも住民の方からも意見はなしとのことで、県としても意見はなしということでよいかと思いますが。

それでは、これに関しては、他に意見も無いようなので、説明のとおり進めてもらうこととします。

(5) その他

蒔苗委員長

本日の議題については以上です。その他の事項について事務局から発言願います。

事務局

次回の日程について説明

蒔苗委員長

それでは、本日の議題はこれで全て終了いたしました。次回は5月に開催予定ですのでよろしくをお願いします。

3 閉会

事務局

以上を持ちまして、今回の委員会の一切を終了いたします。本日はありがとうございました。